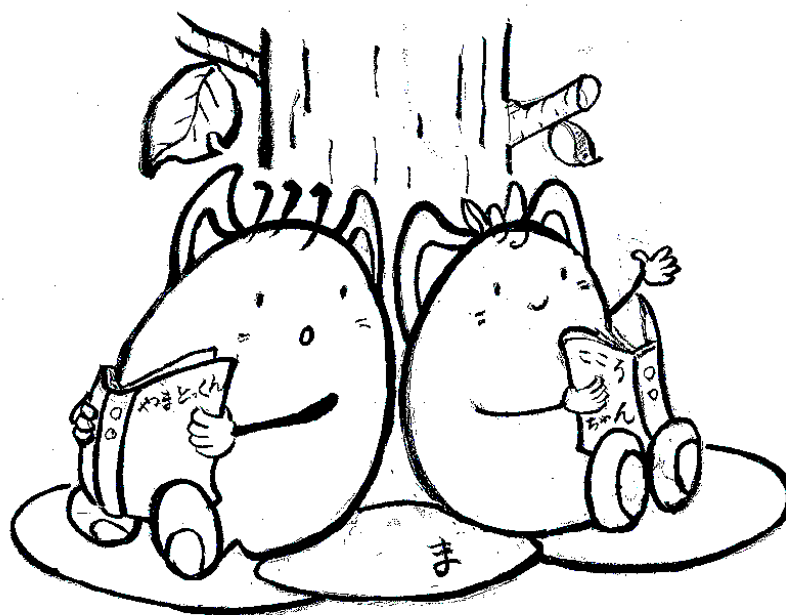


第二次東大和市子ども読書活動推進計画

[平成 30 年度～平成 34 年度]



平成 30 年(2018 年)3 月
東大和市教育委員会

はじめに

読書は、子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を習得して、社会の中で人々とともに生きる力を身につけるうえで、欠くことのできないものです。

東大和市では、平成25年に「東大和市子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）」を策定し、それまで各機関や施設において様々な形で行われていた子ども読書活動への取組みを体系化することにより、東大和市全体での子ども読書活動の推進を図ってまいりました。

このことにより、学校図書館と市立図書館との連携が一層深まり、調べ学習や学級文庫への団体貸出を充実させるとともに、市立図書館での児童・生徒によるおすすめ本の展示等、様々な企画を広げることができました。さらに、学校図書館への新聞の配置、高等学校の図書委員会や授業の一環としての中央図書館の見学等、新たな取組みも進んでいます。

その一方で、家庭での読書活動の充実、乳幼児期以降の子どもへの読書活動の促進、発達障害のある子どもへの図書館サービス、新しい媒体での読書の対応等、課題も明らかになってきました。

こうした新たな事業や課題に取り組むため、ここに「第二次東大和市子ども読書活動推進計画（平成30年度～平成34年度）」を策定し、なお一層の東大和市における子どもの読書環境の充実を図ってまいります。

平成30年3月
東大和教育委員会
教育長 真如 昌美

目 次

第1章	策定にあたっての基本的な考え方	1
1	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	国の動向	1
4	都の動向	2
5	計画の対象	2
6	計画の期間	2
7	計画策定体制と策定方法	2
第2章	読書活動の現状と課題	4
1	東大和市子ども読書活動推進計画の実績	4
2	児童生徒、関係団体等の調査	5
3	東大和市の子ども読書活動の現状と課題	5
第3章	子ども読書活動推進のための具体的な取組み	20
1	家庭・地域	20
2	学校	24
3	市立図書館	27
4	子どもの読書活動を支える人たち	30
5	計画の進行管理	30
第4章	取組項目と目標年度	31
資料編		
資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	36
資料2	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	39
資料3	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	41
資料4	東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱	42
資料5	「子どもの読書に関するアンケート」（3歳児健康診査時）結果	44
資料6	ブックスタート事業実施状況	45
資料7	「児童・生徒の読書活動」に関する調査	46
資料8	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定経過	53

第 1 章 策定にあたっての基本的な考え方

1 第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定の背景と趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{〔資料 1〕} 第 2 条（基本理念）では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」として、子どもの読書活動推進の重要性を述べています。

東大和市では、家庭、地域、学校、図書館等の機関や施設において多様な形で行われていた子どもの読書活動への取組みを体系化し、関係機関が相互に連携して東大和市全体での子どもの読書活動へと発展させていくことを目的に「東大和市子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

第一次計画の見直しを行い、更なる子どもの読書環境の拡充を図るため、第一次計画の目的を継承して「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき策定します。また、『東大和市総合計画「第二次基本構想（改訂）」及び「第四次基本計画」』及び『東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画』を上位計画とし、『東大和市学校教育振興基本計画』等との整合を図りながら、子どもの読書活動を支援・推進するための計画となります。

3 国の動向

平成13（2001）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めました。

これまで国は、平成14（2002）年に第一次基本計画、平成20（2008）年に第

二次基本計画、そして平成25（2013）年に第三次基本計画を策定しました。第三次基本計画では、平成34（2022）年度までの10年間で不読率（1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合）を半減させること及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示しています。

また、平成20年度及び平成21年度に告示された学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されました。さらに、平成26（2014）年には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し（平成27（2015）年4月施行）、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられました。

4 都の動向

東京都は、平成15（2003）年に「東京都子ども読書活動推進計画」（以下「都計画」という。）、平成21（2009）年に第二次都計画、そして平成27（2015）年に第三次都計画を策定しました。第三次都計画では、①不読率の更なる改善、②読書の質の向上、③読書環境の整備、を基本方針としています。また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を見据えた読書活動の推進が示されています。

5 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

6 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

7 計画策定体制と策定方法

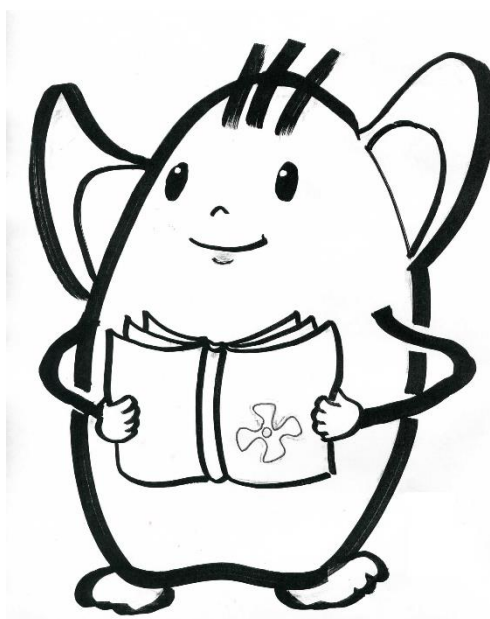
本計画の策定にあたっては、庁内の関係部署の9人で構成する東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会^{＜資料2・3＞}にて、内容等の協議・検討を行いました。

さらに、計画の素案に対する意見公募を行い（平成29年11月～12月に実施）、広く市民の意見を伺いながら、計画策定を進めました。

〔表 1〕

第二次東大和市子ども読書活動推進計画及び主要計画の計画期間一覧

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
東大和市総合計画														
第二次基本構想（改訂） （平成 14 年度～平成 33 年度）	→													
第四次基本計画 （平成 25 年度～平成 33 年度）	←→													
東大和市生涯学習・生涯スポーツ推 進計画（平成 29 年度～平成 38 年度）					←→									
東大和市学校教育振興基本計画 （平成 26 年度～平成 30 年度）		←→												
東大和市子ども読書活動推進計画 （平成 25 年度～平成 29 年度）	←→													
第二次東大和市子ども読書活動推 進計画（平成 30 年度～平成 34 年度）						←→								



第2章 読書活動の現状と課題

1 東大和市子ども読書活動推進計画の実績

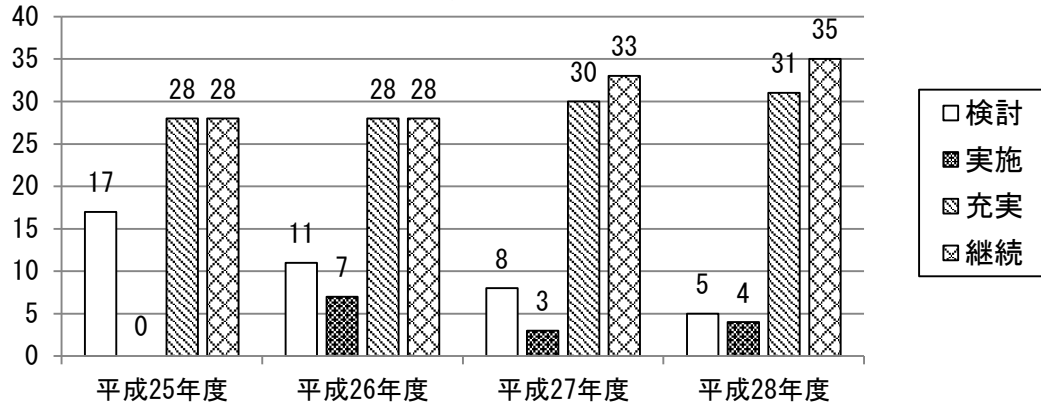
東大和市では「第一次計画」に基づく施策を着実に実行していくため、事業ごとに計画期間中の達成目標を定めました。

各関係機関の事業の取組み状況については、庁内の関係課長で組織する「東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議」＜資料4＞が中心となって調査を実施し、その結果を毎年度の「実施状況報告書」として公表しています*¹。

各事業における目標数及び達成数は以下のとおりです。

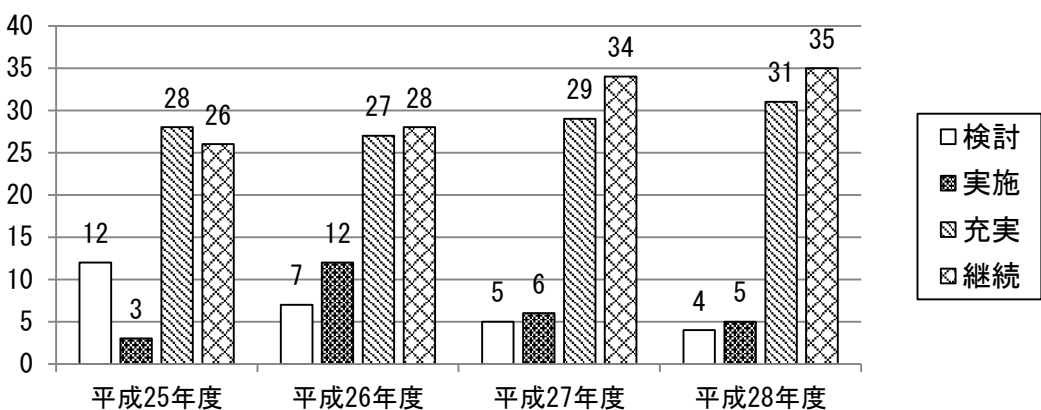
〔表2-1〕各事業における目標数

(単位：件)



〔表2-2〕各事業における達成数

(単位：件)



* 1 実施状況報告書

「東大和市子ども読書活動推進計画 実施状況報告書」(東大和市立図書館編集、東大和市教育委員会発行) 平成25年度版から毎年発行

2 児童生徒、関係団体等の調査

本計画の策定にあたり、関係団体・個人に対して以下のとおりアンケート調査を実施しました。

〔表2－3〕 関係団体・個人へのアンケート調査一覧

調査内容	アンケート調査対象団体・個人	調査年月
子どもの読書に関する調査	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館、学童保育所、子ども家庭支援センター、やまとあけぼの学園、れんげ学園、公民館、郷土博物館、保健センター、文庫、読み聞かせグループ、学習グループ	平成29年2月
子どもの読書に関するアンケート	保健センターで実施する3歳児健康診査を受診する幼児の保護者	平成29年3月

3 東大和市の子ども読書活動の現状と課題

各機関等への調査、関係団体・個人へのアンケート調査及び国や東京都が実施した調査により、平成25年度以降の市内の読書環境の現状を分析しました。また、明らかになった課題を機関ごとにまとめました。

（1）家庭・地域

ア. 家庭

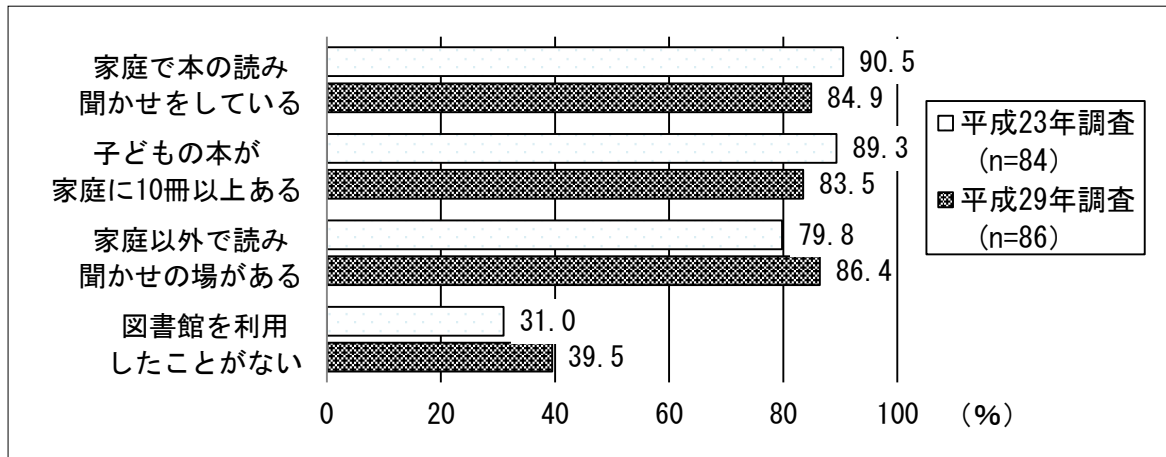
（ア）アンケート調査による家庭での読書活動の実態

家庭での読書活動の実態を把握するため、平成29年3月10日・24日に保健センターで3歳児健康診査を受診する幼児の保護者を対象とした「子どもの読書に関するアンケート」を実施し、その結果＜資料5＞を「第一次計画」策定前の平成23年9月2日・3日に実施したアンケート調査と比較しました。

「家庭で本の読み聞かせをしている」と回答した家庭は84.9%（平成23年のアンケート調査では90.5%）、「子どもの本が家庭に10冊以上ある」と回答した家庭は83.5%（同89.3%）でした。また「家庭以外で読み聞かせの場がある」と回答した家庭は86.4%（同79.8%）で、前回の調査から大きな変化は見られませんでした。

この結果から、多くの子どもが家庭もしくは保育所等で本と親しんでいる現状が確認できました。

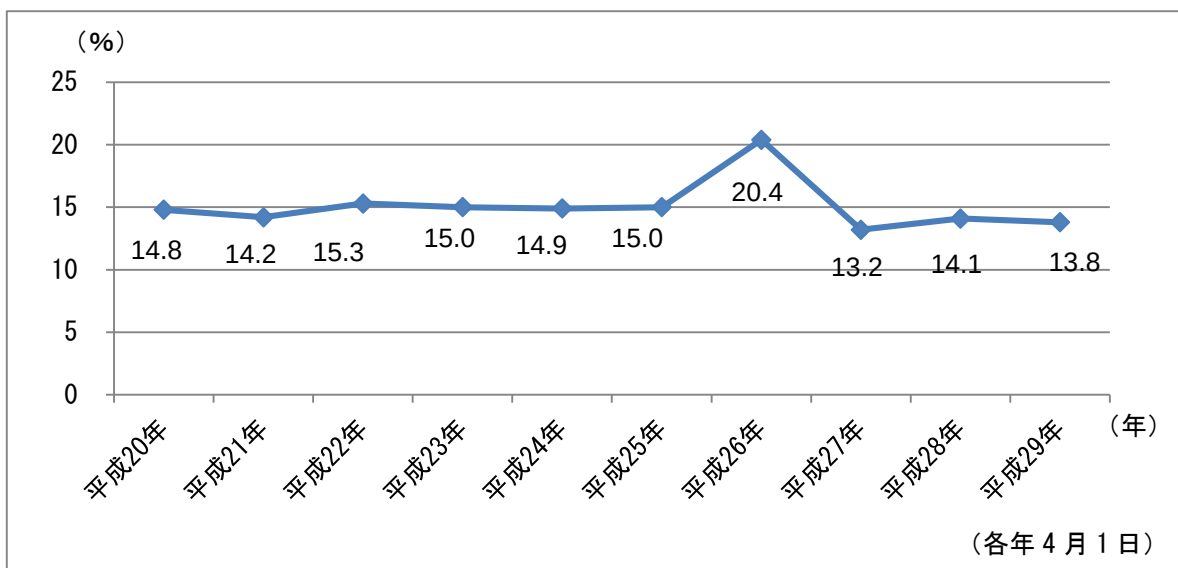
〔表2-4〕3歳児健康診査受診時のアンケート調査



アンケートでは、図書館の利用に関する質問に対して「図書館を利用したことがない」と回答した家庭が39.5%あり、前回調査の31.0%より増加しました。

市立図書館に利用登録している6歳以下の市民は13.8%（平成29年4月1日現在）で、全年代の平均登録率である39.3%を大きく下回っています。

〔表2-5〕市立図書館利用登録率の推移（0～6歳）



出典：「東大和の社会教育」東大和市教育委員会編集・発行

(イ) 読書活動推進に繋がる各機関の家庭に対する働きかけ

3～4か月児健康診査時を利用して行っている、ブックスタート事業^{*2}では、資料と絵本の配布・紹介を実施しています^{<資料6>}。また保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設では、家庭に対し絵本を紹介するなどの働きかけを実施しています。

ブックスタート事業以降も子どもが本に親しむ機会を増やすための事業の実施を検討する必要があります。

イ. 保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設

(ア) 現状

平成29年5月現在、市内には保育所17園（のぞみ分園含む）、幼稚園3園、認定こども園2園、小規模保育3か所、家庭的保育2か所、認証保育所1か所の合計28施設があります。

実施状況調査^{*3}及び平成28年度に実施した「子どもの読書に関する調査」（以下「平成28年度調査」）により、現状の分析を行いました。

読み聞かせ等については、平成28年度調査の回答施設14施設の全てで、絵本・紙芝居の読み聞かせやストーリーテリング（すばなし）^{*4}を実施していました。その頻度については、14施設中の11施設が「週に3～4回」「ほぼ毎日」「毎日」と回答しています。また4施設ではボランティアや地域の人を受け入れておはなし会に取組んでおり、各施設で読み聞かせ等の継続・充実が図られています。

蔵書の充実については、平成28年度調査で平成27年度中の図書・紙芝居等の受入れ状況を調査した結果、14施設のうち12施設で購入・寄贈等により新規資料の受入れを行っていました。また、毎年の実施状況調査で「新刊購入や寄贈資料の受入れを行っている」「所蔵絵本等の点検・修理に取り組んでいる」等の回答が寄せられ、各施設で蔵書の充実が図られていることがわかりました。

*2 ブックスタート事業

図書館員やボランティアが赤ちゃん向けの絵本2冊と保護者向けのイラストアドバイス集等がセットされた「ブックスタートパック」を、説明とともに手渡す

*3 実施状況調査

P4「実施状況報告書」参照

*4 ストーリーテリング（すばなし）

語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること

図書コーナーの有無に関する質問に対しては、平成 25 年度の実施状況調査で「設置済み」と回答した施設が 52.6%でしたが、平成 28 年度は 58.3%に増加しています。

絵本の貸出しを実施している施設は毎年増加しており、また、平成 28 年度調査に回答した 14 施設のうち 11 施設で、おたよりや保護者会等で保護者に絵本の紹介や図書の斡旋を継続して行っていました。

更に各施設は市立図書館を積極的に利用しています。平成 28 年度の年長児（5 歳児）の市立図書館見学会は、延べ 15 施設が中央図書館、3 施設が清原図書館に出向き、館内見学やおはなし会、団体貸出等を利用しました。

（イ）課題

児童や保護者に対して絵本等の貸出しを実施していない施設があります。

図書コーナーが未設置の施設では、常設のコーナーを設置するための検討が必要です。

また、所蔵している絵本の買い替えや修理を行うと同時に、計画的に絵本や紙芝居等の購入を進めて所蔵資料を充実させることや、ボランティアの活用等により絵本や紙芝居の読み聞かせを継続して行い、子どもが絵本等と親しむ機会を増やすことが課題として挙げられます。

ウ. 児童館

（ア）現状

市内には児童館が 6 館あります。各児童館では市立図書館の団体貸出の利用や、市立図書館の除籍資料の活用や新規購入によって所蔵資料の充実を図っています。

ボランティアによる読み聞かせを実施し、子どもが本に親しめる環境の整備に努めています。

また、子育て支援事業の一環で、市立図書館と連携し、乳幼児サークル等を対象とした絵本の読み聞かせ講座を開催しました。

（イ）課題

団体貸出の利用等で市立図書館との連携を強化し、所蔵資料数の増加やおはなし会の実施等により読書環境の充実に努める必要があります。

エ. 学童保育所

（ア）現状

市内には 11 か所の学童保育所があります。全ての学童保育所に図書のコーナーがあり、市立図書館の除籍資料の活用や新規購入によって所蔵資料の充実を図っています。また児童館と併設の学童保育所は、児童館の図書室を利用している他、読み聞かせにも参加しています。

小学校の夏季休業時等の一日保育でも、学童指導員とボランティアによ

る紙芝居や絵本の読み聞かせを実施しています。その頻度は「毎日」「夏休み期間」等、学童保育所によって異なります。

(イ) 課題

1 か所を除いて、各学童保育所は市立図書館の団体貸出を継続して利用しています。しかし、市立図書館や移動図書館のステーションから遠方にある学童保育所では利用が難しいため、配送等の実施を検討する必要があります。

今後も団体貸出の利用等で市立図書館との連携を強化し、所蔵資料数の増加やおはなし会の実施等により読書環境の充実に努めることが必要です。

オ. 保健センター

(ア) 現状

3～4 か月児健康診査時を利用して行うブックスタート事業では、健康課・市立図書館・ボランティアが連携して資料と絵本の配布を行い、保護者に絵本の選び方等に関する説明を行っています。

(イ) 課題

保護者に読書への関心を高めてもらえるよう、市立図書館職員による読み聞かせ、施設内での絵本コーナーの設置、テーマ展示の実施等への協力について検討する必要があります。

カ. 子ども家庭支援センター

(ア) 現状

絵本を定期的に購入して交流スペース「かるがもひろば」の所蔵資料の充実を図り、閲覧・貸出を行っています。

子育てひろば事業で毎月開催の誕生会や一時保育事業で、市立図書館の団体貸出を利用し、保育士による読み聞かせを実施しています。

「出張かるがもひろば」では、市内文庫等の協力により読み聞かせを実施しています。

また、東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」が作成した絵本リスト等を元に、保護者に本の紹介を実施しています。

(イ) 課題

「かるがもひろば」の所蔵資料の充実、貸出事業や、一時保育での読み聞かせの継続のほか、文庫等と連携した事業をどのように実施していくのが課題です。

キ. 公民館

(ア) 現状

市内には公民館が5館あり、施設主催事業や市民活動援助で子どもの読書環境を整えるよう心がけています。図書室を設置しているのは2館で、寄贈本の受入れなどで所蔵資料の充実を図っています。

定期的に絵本の読み聞かせやわらべうたを実施しているグループや、絵本に関する学習をするグループなどが活動しています。

図書室がない公民館のうち1館では、中学生対象の読書会を毎年実施しています。

(イ) 課題

市立図書館の除籍資料の活用等によって図書室の所蔵資料の充実を図り、自主グループによる絵本の読み聞かせ活動のバックアップなどで、子どもの読書環境の整備に努めることが課題です。

ク. その他の施設

(ア) 郷土博物館

a. 現状

プラネタリウムを使った妊娠中の方への事業の中で、絵本の紹介や読み聞かせなどを継続して実施しました。また、子ども向け事業で本等を使用する際に、市立図書館の団体貸出を利用しました。

b. 課題

郷土博物館の企画展示やプラネタリウムのプログラムに合わせて、市立図書館で関連した内容の図書展を開催するなどの連携の検討が課題です。

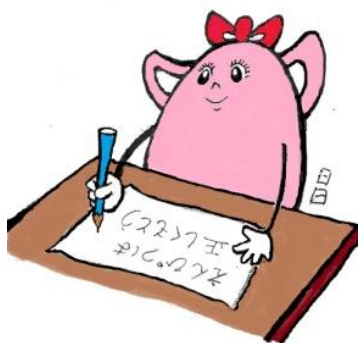
(イ) やまとあけぼの学園等

a. 現状

療育の一環及び生活の中で、一人ひとりの子どもに対して読み聞かせを実施しています。

b. 課題

市立図書館との連携を模索し、一人ひとりの子どもの年齢等に合わせた絵本・児童書等の所蔵資料の充実を検討することが課題です。



(2) 学校

ア. 小中学校

(ア) 学校での読書・動機づけ

a. 現状

市内の小中学校全校で、朝や昼休みに読書の時間を設けています。また、小学校全校と中学校2校でボランティアによる読み聞かせ等が行われています。

特別支援学級の設置の有無に関わらず、各校で障害に配慮した読み聞かせ等の読書活動を実施しています。

b. 課題

現状では小学校での保護者による読み聞かせ等の読書活動が中学校へと繋がっていないことが多いため、小学校と中学校の連携が必要となります。

(イ) 読書指導

a. 現状

市内の小中学校全校が読書週間等の行事を実施しています。また、図書委員や教員による読み聞かせ、学級文庫の設置が各校で実施されており、読書活動の推進を図っています。家庭に対しても、保護者会やおたより等を通して働きかけを行っています。

b. 課題

読書をしない児童・生徒に対する働きかけの実施や、小学校高学年児童及び中学生生徒の読書への意欲を向上させることが課題です。

(ウ) 調べ学習への取り組み

小中学校では調べ学習として各教科等で学校図書館を利用しています。特に国語、社会、総合的な学習の時間の中で多く利用しています。

(エ) 学校図書館

a. 現状

市内小中学校の所蔵資料数については、学校図書館図書標準^{*5}の達成割合が全国平均を上回っています。(表2-6)

新聞については、小学校で70%、中学校は全校で配置しており、5年前より大幅に増加しました。

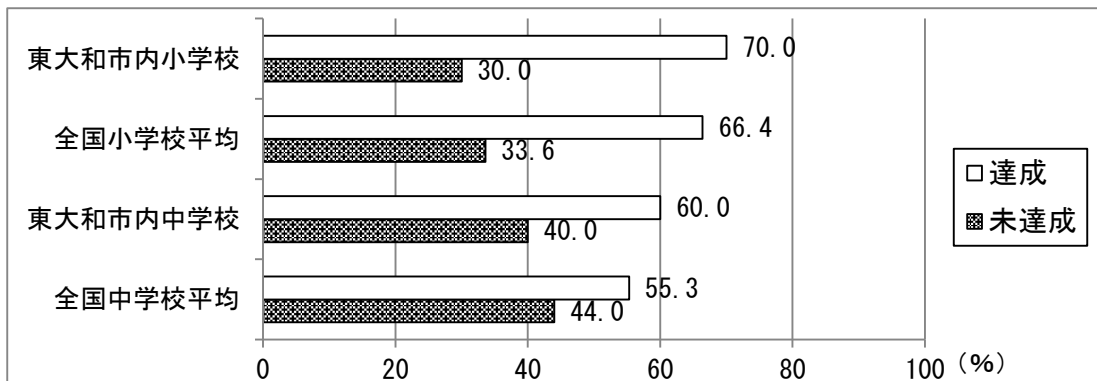
*5 学校図書館図書標準

文部科学省が平成5年3月に定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

b. 課題

学校図書館が資料を購入するための資料費は各学校で差が大きく、新刊書や調べ学習用の資料が十分に購入できない学校もあります。また、学校によっては図書館内の机や椅子、書架等の老朽化への対策が課題となっています。

〔表2－6〕所蔵資料数の学校図書館図書標準達成割合



出典：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」（平成28年度調査）

(オ) 読書活動を支える人材

a. 司書教諭及び学校図書館指導員

「学校図書館法」で12学級以上の学校では司書教諭*⁶が必置となっており、当市では法に基づいて発令されています。

また、司書または司書教諭の有資格者を学校図書館指導員*⁷（以下「指導員」）として平成15年度から順次配置しています。指導員は学校図書館に常駐していることが望ましいため全校配置を目指していますが、勤務条件等の理由でなかなか定着しないのが現状です。

b. ボランティア活動

保護者が中心となって児童・生徒へ読み聞かせを行うボランティアや、学校図書館の装飾や本の修理、装備等を行う図書室ボランティアがあり、小学校ではどちらか、または両方のボランティアが活動しています。

また、市内で活動している読み聞かせのボランティアグループが学校を訪問し、おはなし会を行っています。

*6 司書教諭

教諭の免許状を有する者で、司書教諭の講習を修了した者（学校図書館法第5条第2項）

*7 学校図書館指導員

資料の整理、児童生徒への図書館サービス全般を担当する者

c. 課題

勤務条件等の見直しによる指導員の定着が課題です。

また、各校での読書活動を更に活発にするために、司書教諭と指導員との連携が必要です。

(カ) 市立図書館との関わり

a. 現状

市立図書館の団体貸出を利用し、調べ学習や学級文庫等で使用しています。団体貸出の配送及び回収は市立図書館が行っており、25年度から28年度までの年間平均貸出数は約7,300冊でした。

読書週間等の行事で、市立図書館に対し、おはなし会やブックトーク*⁸、移動図書館「みずうみ号」での貸出し等の協力を依頼する学校もあります。

b. 課題

調べ学習のテーマ・時期によって団体貸出の利用申込みが重複し、市立図書館の所蔵資料だけでは十分な量が準備できないことがあります。調べ学習用の資料は、学校図書館でもある程度の蔵書が揃っていることが理想です。

また配送日は週一日ですが、回数の増加を図書館に望む学校があります。

指導員と市立図書館職員が連携し、勉強会や研修、情報提供を行うことで、市立図書館がコーディネーター的役割等を果たすことが望まれています。

イ. 高等学校

a. 現状

市内にある高等学校に、市立図書館から夏休み・冬休み前におすすめ本のリストを配布しています。リストに紹介されている本を学校図書室内に展示している学校があります。

また、授業の一環として、生徒が中央図書館を訪れ、館内の見学やおはなし会、仕事に関する質問等を行い、市立図書館を知る良い機会となっています。

b. 課題

生徒が市立図書館に親しみを持ち、市立図書館をより利用できるように、市立図書館からの働きかけが必要です。

*8 ブックトーク

季節や行事、対象の子どもたちの関心に沿った特定のテーマに関する様々なジャンルの数冊の本を、一つの流れができるように順序立てて複数の聞き手に紹介するもの。知らなかった本や知らなかった分野に出会え、「その本が読みたい」という気持ちを起こさせる効果がある

(3) 市立図書館

ア. 読書環境の整備

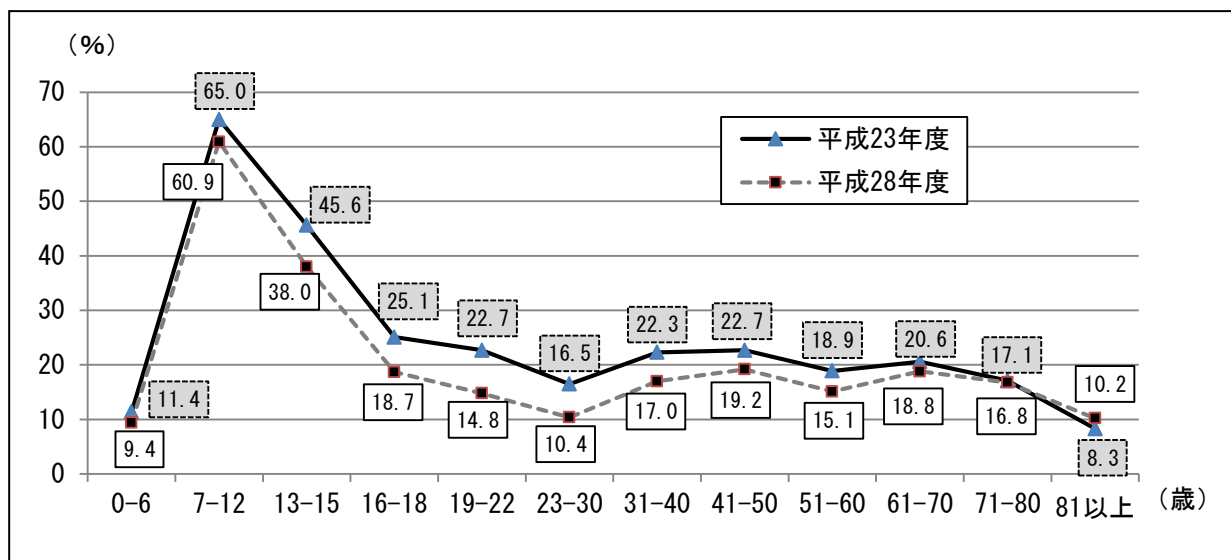
市立図書館は、レクリエーション・学習・情報提供の場として、日常生活で欠かすことのできない社会教育施設です。

平成28年度の市立図書館の年齢別利用率（1年に1回以上市立図書館から本を借りた人）は、小学生（7歳～12歳）が60.9%、中学生（13歳～15歳）が38.0%、高校生（16歳～18歳）が18.7%です。平成23年度と比較すると、利用率はやや減少傾向にあります。

市内には中央図書館と2つの地区館があります。また、市立図書館から遠い地域のサポートをするために、5つのステーション*⁹を移動図書館が巡回しています。

市立図書館やステーションから離れた地域は利用率が低い傾向があり、子どもも例外ではありません。全域サービスを拡充させるため、他の施設との連携が必要です。市内学校とのシステムのネットワークの整備も要望があります。

〔表2-7〕年齢別利用率



*⁹ 5つのステーション

多摩湖畔自治会集会所前、上北台団地東側、蔵敷公民館、向原市民センター、清水神社境内の5か所で、返却ポストを常設している。移動図書館が隔週で巡回し、貸出等を行う

(ア) 子ども読書活動の支援

a. 現状

子どもに本の楽しさを伝えるための活動をしている学校・文庫・学習グループ等の団体や個人に対し、団体貸出や読み聞かせ講習会等を実施しています。新たなおはなしボランティアの育成や組織づくりにも取り組んでいます。

b. 課題

子どもや保護者に読書への関心を高めてもらえるよう、関連事業等での読み聞かせなどの実施を検討するほか、関連施設内でのコーナーの設置やテーマ展示の実施等を検討する必要があります。

(イ) 図書資料の充実

a. 現状

「東大和市立図書館図書収集及び除籍方針」に則り、資料を選定・収集しています。児童書については特に内容に配慮し、色使いや言葉遣い、装丁や作者の特色などを考慮して選書しています。

b. 課題

現在は収集の対象としていない学習マンガや、電子書籍^{*10}・マルチメディアデージー^{*11}等の新しい媒体の資料についても収集を検討する必要があります。学校図書館の資料収集についても、出版情報の提供等の支援が必要です。

(ウ) 職員

a. 現状

児童サービスに携わる職員は、子どもに関する知識、児童書に関する知識、及び子どもと本を結びつける技術を持つことが重要ですが、必ずしも経験等が深められていない場合もあります。

b. 課題

職員が専門的な知識や技術を習得するためには、研修等を充実させ、経験を深めるとともに、専門職の配置が望まれます。

*10 電子書籍

本、新聞、雑誌などの紙媒体ではなく、文章や挿絵などをデータ化して、専用の端末や、タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された書籍。電子ブック、デジタル書籍、デジタルブック、Eブック、オンライン書籍とも呼ばれる

*11 マルチメディアデージー

視覚障害者等の録音図書のために開発されたデージー（P17 *12参照）の更に進んだもので、音声にテキスト、画像を同期させることができる。専用再生ソフトにより、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラストの変更ができる。ハイライトがつくこと、目次があること、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる等の機能がある

(エ) 広報活動

a. 現状

季節やテーマに合わせた図書展示を実施し、年間 20 以上のテーマで図書等の紹介をしています。

市立図書館公式ホームページには「子どもページ」と「ヤングアダルトページ」を設け、市立図書館の催しものやおすすめの本の紹介をしています。

b. 課題

日頃図書館を利用していない子どもにも情報が行き渡るように、学校でのチラシの配布やポスターの掲示など、情報の提供場所の工夫が必要です。

(オ) おはなし会

a. 現状

子どもたちに絵本や物語の素晴らしさを伝える手段として、絵本の読み聞かせやストーリーテリングがあります。

市立図書館全館で、対象年齢に合わせたおはなし会を実施しています。より多くの子どもの参加してもらえるよう、広報活動や魅力的なプログラム作りを心がけています。職員手作りのクリスマスプレゼントや表彰状は、子どもたちに喜ばれています。

地区館 2 館では、3 歳児以下の親子を対象としたわらべうたのおはなし会を実施しています。

市立図書館では、おはなしを語るボランティアの講習会を実施し、ボランティアの育成が進んでいます。図書館のおはなし会はボランティアによって支えられていますが、すべての図書館職員がおはなし会に携われるよう、職員同士で研修を行っています。

b. 課題

3 歳児以下の親子を対象としたわらべうたのおはなし会は、中央図書館での実施も検討する必要があります。

(カ) 市立図書館見学会

a. 現状

市内保育所・幼稚園の年長児を対象に中央図書館の見学会を実施しています。おはなし会と館内の見学等を楽しみ、市立図書館を知る機会になっています。

また、市内小学校の 3 年生を対象とした市立図書館見学会を実施し、おはなし会、利用方法等の説明、館内の見学、図書等の貸出しを行っています。見学会を機に全児童が市立図書館に利用登録をし、市立図書館で本を借りる経験ができるようにしています。

都立高校の高校生も館内見学に来館し、おはなし会、デイジー^{*12} 資料の試聴等の体験学習をしています。

b. 課題

市立図書館への見学を実施していない学年や、中学校等へのガイダンスの実施が課題です。

(キ) ブックリスト

a. 現状

東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」と協力して、対象年齢別のおすすめ絵本リストを作成し、市立図書館やブックスタート事業等で配布しています。読み聞かせをする保護者からも要望の多い、小学3～4年生向けの絵本のリストも東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」と共同で作成しました。

また、図書館員がおすすめする本のリストを年代に合わせて5種類作成し、夏休みと冬休みの前に市内の小中学校及び高等学校に配布しています。

b. 課題

ブックリストの配布が一部に限られていることなどから、より広く普及していく必要があります。

イ. 対象別サービス

年齢や個人に合った絵本を選び、読む（読んであげる）ことは大切です。

市立図書館では、様々な資料を揃え、子どもと本を繋ぐためのサービスをしています。

(ア) 乳幼児

a. 現状

市立図書館の乳幼児向けサービスは、乳幼児だけではなく、乳幼児を取り巻く大人に対するサービスでもあります。

絵本選びの一助となるよう、市立図書館全館に赤ちゃん向け絵本コーナーを設置しています。

中央図書館及び桜が丘図書館にはベビーベッドがあります。また中央図書館では授乳コーナーを設置したほか、清原図書館はおはなしの部屋を常時開放して、親子で滞在しやすいよう工夫をしています。

*12 デイジー

DAISY=Digital Accessible Information SYstemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。さまざまな障害者に利用しやすいデジタル図書の国際標準規格

保健センターの3～4か月児健康診査時を利用したブックスタート事業では、保護者の方に、どのような絵本を選ぶかということや、絵本を通じた乳幼児とのコミュニケーション等について、赤ちゃんの反応を見ながら説明しています。

b. 課題

ブックスタート事業以降も絵本と子どもとの関わりを継続していく事業の実施が課題です。

(イ) 小学生

a. 現状

小学生は自分で本を選び、興味の幅を広げることができる年齢です。また、調べ学習等で市立図書館を利用することが多くなります。市立図書館では、小学校への団体貸出や移動図書館による貸出し等、子どもたちが長い時間を過ごす学校へのサービスを通して、間接的にも子どもの読書支援をしています。

「1日図書館員」「出前おはなし会」等の実施により、小学生が市立図書館や本と関わり、本への興味を広げるきっかけを提供しています。

b. 課題

子どもがより身近に本と接し、親しむことが出来るような働きかけをしていく事業の実施が課題です。

(ウ) ヤングアダルト（中高生）

a. 現状

進学・就職の準備や部活動等、様々な活動が増える中学生・高校生は、読書に使う時間が減る傾向があります。

児童書から一般書への移行時期であるこの年代のために、ヤングアダルトコーナーを設置しています。コーナーには中高生からのおすすめカードを展示し、参加型のサービスを目指しています。

また、市内中学校の職場体験学習の生徒を受け入れています。

b. 課題

図書館の利用から離れてしまった子どもたちへの働きかけが必要です。

(エ) 障害のある子ども

a. 現状

視覚障害の子どもや、肢体不自由等の子どもを対象に、録音図書・点字図書の貸出しや対面朗読サービスを実施しています。

また、ボランティアの作製による布の絵本を提供しています。資料の特性上、製作に時間と労力がかかるため、所蔵資料は多くありませんが、講習会を開催してボランティアの育成を図っています。

b. 課題

録音図書等の所蔵点数が少ないことと、サービスの認知度の低さが課題です。

(オ) 外国語を母語とする子ども

a. 現状

外国語を母語とする子どもたちのために、英語や韓国語など外国語で書かれた資料を収集しています。

b. 課題

より多くの言語や内容の資料の収集が必要です。

(4) 子どもの読書活動を支える人たち

市内には様々な形で、子どもや保護者に読書の楽しさを伝えたいと活動している方々がいます。

東大和市では、1980年代から東大和文庫連絡会が、子どもと本を繋げる活動をしている市民グループを横断的にまとめる役割を果たしてきました。

ア. 文庫

a. 現状

現在、市内には5つの文庫があります。家庭や地域の施設で定期的を開室し、家庭的な雰囲気の中で、季節に合わせた行事や本の貸出し、おはなし会等を行い、子どもに本の楽しさを伝えています。

利用する子どもの変化に合わせ、受け入れる子どもの年齢や開室時間の工夫をしています。

b. 課題

子どもを取り巻く状況の変化による利用の減少や、活動を続けるための後継者の育成の問題等があります。

イ. 読み聞かせ・おはなしのグループ

絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、わらべうた等を行っています。

ボランティア活動の場は、市立図書館、児童館、保育所、学校等、市内の様々な施設です。小学校5校や保育所では、「東大和おはなしの会」として、おはなしのグループが連携し、定期的におはなし会を実施しています。

ウ. 学習グループ

子育ての一環として、あるいは自分の楽しみのために、子どもの本についてのグループ研究やストーリーテリングの研修、読書会等の活動を市立図書館や公民館で定期的に行っています。

第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取組み

平成25年5月に閣議決定された「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本的方針で「子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。」と定めています。

1 家庭・地域

(1) 家庭

ア. 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されます。

保護者が率先して子どもの読書活動の機会の充実、及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことで、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるようになります。

このため、家庭においては、幼い頃から保護者が子どもの成長の段階や性格を把握し、それぞれの子どもに合わせて読み聞かせを行ったり、図書館等に出向いたりするなどして、多くの本と出会う機会を増やし、読書の習慣付けを図ると同時に、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

イ. 乳幼児期の子どもがいる家庭への各機関の働きかけ

絵本やわらべうた等による保護者の働きかけは、子どもの成長に欠かせません。絵本等の読み聞かせによって親子一緒に読書を楽しむ取組みが望まれます。

家庭での取組みは、自治体の関係機関や保育所等、直接家庭に関わることでできる機関がそれを継続して後押しする体制が大切です。

家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、ブックスタート事業を継続して実施します。また、ブックスタート事業以降も子どもが本に親しむ機会を増やすための事業の実施を検討します。

市立図書館は、乳幼児の保護者に対し、家庭における読み聞かせや子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、情報提供を行います。また子どもの本に関する講演会等を実施します。

保育所・幼稚園等においても、保護者に対して読み聞かせや読書の大切さ、意義について、広く普及を図ります。

ウ. 市立図書館等の利用

家庭の中に常に様々な本が用意されていることが理想ですが、市立図書館や文庫を家族で利用することで、家庭での読書環境を整えることが可能になります。また、子ども自身が本を借りることで主体的な読書習慣が身に付いていきます。

市立図書館がおはなし会の紹介や絵本の読み聞かせ講座のPRを行ったり、関係機関と連携して子どものいる家庭に絵本リストを配布したりするなど、図書館利用を積極的に働きかけることが引き続き求められます。また、子どもが多くの本に触れることができるよう、保護者が子どもの代わりに図書館で絵本等を借りるだけでなく、子ども自身の利用登録を市立図書館が積極的に保護者に働きかけます。

エ. 家庭での読み聞かせ

幼い子どもにとって、身近な家族に本を読んでもらうことは、本の楽しさを知り読書習慣を身に付けていく上で効果的です。

家庭においては、市立図書館等の利用により常に本が身近にあるよう配慮することが求められます。

市立図書館は、現在設置しているおすすめ絵本のコーナーを充実すると同時に、絵本選びの参考になる絵本リストを作成し、子どものいる家庭が容易に入手できるよう、関係機関と連携して配布を行います。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設

ア. 読み聞かせ等の継続・充実

日々の活動の一環として、また行事に合わせて、絵本や紙芝居の読み聞かせを継続して行い、絵本等と親しむ機会を増やします。

イ. 読書環境の整備

各施設で絵本や紙芝居等の充実を図り、子ども・保護者・保育士が気軽に手に取ることでできる環境を整備します。

図書コーナーが未設置の施設では、図書コーナーの新設等、子どもが本に接しやすい環境づくりを検討します。

ウ. 関係機関との協力・連携

市立図書館の団体貸出を積極的に利用します。

年長児の図書館見学会参加や園外保育等での図書館訪問を継続して行い、図書館に親しむ機会を積極的に作ります。

エ. 保護者との連携・働きかけ

読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及を図ります。

保護者が参加する行事や、園庭開放時等に来園した親子への働きかけとして、読み聞かせ・ストーリーテリング等を行い、親と子が一緒に楽しむ時間を作ります。

読み聞かせで使った絵本等の情報を、おたより等で保護者に提供することを心がけます。

本の貸出しを行っていない施設では、貸出しを検討します。

(3) 児童館

ア. 読書環境の整備

図書室がある児童館では、新規購入や市立図書館の除籍資料を活用することで幅広い分野の本を揃え、蔵書を充実させます。不足している分野は、図書館の団体貸出を利用して蔵書を補い、子どもの読書要求に応えます。

イ. 読書事業

子どもの年齢に合わせ、職員やボランティアによる読み聞かせ等を行います。

ウ. 関係機関との連携

子育て支援事業の一環として、市立図書館と連携し、絵本の紹介や読み聞かせについて取り上げていきます。

(4) 学童保育所

ア. 読書環境の整備

新規購入や市立図書館の除籍資料を活用することで幅広い分野の本を揃え、蔵書を充実させます。不足している分野は、図書館の団体貸出を利用して蔵書を補い、子どもの読書要求に応えます。

イ. 読書事業

日々の保育の中で、読書を取り入れることを心がけます。また、子どもの年齢・興味に合わせて、学童指導員やボランティアによるおはなし会を行います。

児童館と併設の学童保育所では、児童館で行われる読み聞かせへ積極的に参加します。

ウ. 関係機関との連携

市立図書館と連携し、新刊書やおすすめの本等の情報収集を行います。

また、図書館から遠方の学童保育所では団体貸出を利用することを検討します。

(5) 保健センター

ア. 活動の継続

3～4か月児健康診査時を利用したブックスタート事業を継続します。

市立図書館・ボランティアとの連携の継続を図ります。

イ. 関係機関との連携

母子保健事業等で市立図書館の職員による読み聞かせや図書館の紹介等を行い、保護者に読書への関心を高めてもらえるよう働きかけていきます。

また、図書館との連携を深め、テーマ展示等を行うことを検討します。

(6) 子ども家庭支援センター

ア. 活動の継続・充実

交流スペース「かるがもひろば」や赤ちゃんルーム等、各スペースの蔵書を充実させ、利用者に合わせた読み聞かせや貸出事業等を行います。また、一時保育、かるがもまつり等の行事、「出張かるがもひろば」でも、引き続き読み聞かせを取り入れていきます。

イ. 関係機関との連携

市立図書館の団体貸出を利用して絵本の読み聞かせを行います。図書館等が作成した絵本リストを元に保護者に本の紹介を行います。図書館職員による絵本に関する講習会等の実施を検討します。

文庫と連携し、読み聞かせを継続します。

（７）公民館

ア．読書環境の整備

図書室を設置している２館では、市立図書館の除籍資料の活用等により、所蔵資料の充実を図ります。

自主グループによる絵本の読み聞かせ活動を継続します。

公民館機能を生かした読書会等、子どもたちの読書活動に繋がる事業に取り組むよう努めます。

イ．関係機関との連携

市立図書館や子育て関係のグループと連携を図り、講座等で子どもと読書についての内容を取り入れていくよう努めます。

（８）その他の施設

ア．郷土博物館

プラネタリウムを使った乳幼児と保護者を対象とした事業の中で、絵本の紹介や読み聞かせ等を継続して行います。

子ども向け事業で図書等を使用する際に、市立図書館の団体貸出を利用します。

イ．やまとあけぼの学園等

子どもの個性や成長の度合いに合わせた絵本の読み聞かせ等を継続して行います。

２ 学校

（１）小中学校

ア．読書習慣の定着

読書の時間等を設け、読書習慣が定着するような取り組みを行います。

市立図書館からの団体貸出を利用し学級文庫を設置するなど、児童・生徒が読書を身近に感じることができるようになります。

また読書が苦手な児童に対して、読み上げソフトを利用するなどの配慮をします。

保護者やボランティア、図書委員会等による読み聞かせを実施し、本に親しむ機会を充実させます。

イ. 読書指導の充実

読書週間等の行事を実施し、ビブリオバトル^{*13} やブックトーク等も積極的に取り入れていきます。

小学校での読書活動を中学生になっても継続させるために、読書郵便^{*14}、読み聞かせ、見学会等を行い、小中学校間での連携を図っていきます。

ウ. 調べ学習

学校図書館の資料を活用した主体的・対話的で深い学びを実現するために、幅広い資料を収集します。また、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する資料を収集し、展示等を行うことで、児童・生徒にオリンピックや海外の国々等について興味を持たせます。

エ. 学校図書館

(ア) 学校図書館へ来てもらうために

児童・生徒の興味・関心に応じた資料や調べ学習に必要な資料の収集・除籍により、蔵書構成を充実させます。

ボランティアによる装飾や図書展示を工夫することで、児童・生徒が親しみやすい環境を作ります。

(イ) 利用しやすい学校図書館

児童・生徒が過ごしやすい環境を作るため、書架配置を見直すなどの工夫をします。

オ. 他機関等との連携

調べ学習や学級文庫のために市立図書館の団体貸出を利用します。また、各校の事情に合わせ、出前おはなし会や移動図書館での貸出しなどを市立図書館に依頼します。

小学校入学時に、市立図書館からのおすすめ本のリストの配布等、児童が本に親しむための事業について検討します。

*13 ビブリオバトル

発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に一人5分間で本を紹介する本の紹介コミュニケーションゲーム。「知的書評合戦」とも言う

*14 読書郵便

自分が読んで面白いと思った本を紹介する手紙を書いて友達・兄弟・異なる学年の生徒等にする読書活動推進企画の一例

市内の小学校3年生の中央図書館見学会への参加を継続し、場合により地区館の見学も実施します。また、中学生の職場体験先として、市立図書館を選択します。

小学校図書部会や学校図書館活用推進委員会等で、他校や市立図書館との連携を図ります。

各機関が連携することで、学校図書館を支援する体制づくりを目指します。

カ. 読書活動を支える人材

(ア) 司書教諭・学校図書館指導員

指導員を全校に配置します。そのためにも指導員の勤務条件等の見直しを検討します。

司書教諭と指導員が連携することで、学校図書館の効率的な運営を行います。

(イ) ボランティア

保護者や地域のボランティアの協力を得て、おはなし会や絵本の読み聞かせを継続していきます。また、学校図書館の装飾や、本の修理等を行うボランティアも積極的に活用します。

(2) 高等学校

市立図書館の団体貸出の利用や、おすすめ本のリストの活用等、お互いに情報交換を行うことで、連携を図ります。

また、図書館ガイダンス^{*15}等で、市立図書館を利用します。

*15 図書館ガイダンス

図書館員が利用者に利用方法、本や論文等の文献探索法、データベースを使った情報探索法等の初歩的な説明を行うこと

3 市立図書館

(1) 読書環境の整備

市内3館及び移動図書館のネットワークを活用するとともに、関係機関との連携も強化し、子どもたちがより身近で本に親しめる環境を整えます。

ア. 子ども読書活動の支援

学校や学童保育所等への団体貸出や講習会等で子どもに本の楽しさを伝えるための活動に対する支援を継続します。

読み聞かせなどのボランティア育成にも引き続き取組み、市民やグループの活動について、市立図書館が中心となって、全体像の把握を行い、受入れ側とのコーディネートに努めます。

イ. 図書資料の充実

子どもたちがより良い本と出会えるよう、「東大和市立図書館図書収集及び除籍方針」に則り、内容に配慮し、色使いや言葉遣い、装丁や作者の特色などを考慮して丁寧な選書を継続できるよう職員の研修を実施し、資料の収集にあたっては充分留意します。また、現在収集対象としていない学習マンガや電子書籍・マルチメディアデージー等の収集により、学習障害等の児童も図書館を利用できる環境を整えていきます。

市立図書館の不用資料の活用も含め、学校図書館の資料の充実についても支援します。

ウ. 職員

子どもと本を結びつけるための要となる職員は、専門的な知識や経験を積み重ねていくことが重要です。また市民サービスの向上のために、専門職の適切な配置に努めます。全ての職員がこれらの専門的な知識や技術を習得するために、今後も研修等を充実します。

司書教諭・指導員との連携を更に強めていき、図書館職員が連携を支える必要があります。

保護者の方とそれぞれの子どものに合った本を一緒に選びます。また、読み聞かせや絵本の選び方の出前講座も継続します。

エ. 広報活動

子どもたちの自発的な利用の促進に繋がる子ども向け利用案内及び行事案内の配布を継続して行います。また、季節やテーマに合わせた図書の展示を継続し、読書をより身近に感じられる工夫をします。

図書館のホームページ内の「こどもページ」と「ヤングアダルトページ」をさらに充実させ、子どもたちに市立図書館での事業や資料の情報を提供し

ます。

オ. おはなし会

ボランティアと協力しながら、対象年齢に合わせたおはなし会の実施を継続して行います。わらべうたのおはなし会については、現在地区館のみで実施していますが、中央図書館での実施も検討します。また、全職員の研修及びボランティアの育成も継続して行います。

カ. 市立図書館見学会

市内の保育所・幼稚園の年長児及び市内小学校3年生の中央図書館見学会を継続して行います。また、学校からの依頼による中高生や他学年対象の市立図書館見学会やガイダンスも積極的に実施します。

中央図書館から遠い施設や学校には、地区館での見学会等の実施をしていきます。

キ. ブックリスト

東大和文庫連絡会と共同で作成したブックリストの配布を継続して行います。夏休みと冬休みに合わせて、図書館員がおすすめする本のリストの作成・配布も継続します。

学校での配布回数を増やすなど、ブックリストがたくさんの方に身近に手にしてもらえる方法を検討します。

ク. 子どもの居場所

図書館内で子どもの居場所づくりに取り組みます。

ケ. 読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際理解を深めていくことを支援します。

読書を通じて日本や世界の国々の歴史・文化・習慣等に関する知識や情報を子どもたちに提供できるよう、資料の充実を図ります。

また東大和市ゆかりの人物や文化を学び、国際理解に繋がります。

コ. 関係機関との連携

関係機関との連携事業を行い、子どもが本と出会う機会を増やします。

(2) 対象別サービス

ア. 乳幼児

多くの本と出会えるように、乳幼児向けの絵本を充実させます。

ブックスタート事業では、絵本と乳幼児の関わりなどについて保護者に説明し、市立図書館の利用を促します。

乳幼児の周りの大人への働きかけを積極的に行い、読書の相談・案内や

読み聞かせの大切さを伝えるフロアワーク*16を実施します。合わせて親子で滞在しやすい環境を整えます。

児童館や子ども家庭支援センター、保健センター等の関連施設との連携を深め、ブックスタート以降の子どもの成長や興味に合わせた絵本の紹介等を行う事業を検討します。

イ. 小学生

自分で本を読み、選ぶようになった子どもたちの手助けをします。図書展示やブックリストの配布により、読みたい本との出会いを増やします。

資料の団体貸出、図書館見学会、学校事業へのおはなし会やブックトークへの参加等、子どもと本を繋ぐ事業を継続して行います。司書教諭・指導員との連携を図り、学校図書館活動の支援をします。

ウ. ヤングアダルト（中高生）

児童書から一般書への移行時期に、充実した読書ができるような働きかけをします。スマートフォンやパソコンでの読書とは違った、書物ならではの魅力を発信します。

学校との連携を密にし、職場体験等の事業で図書館を知り、気軽に来館できる環境づくりで読書意欲が高まるよう促します。また、様々な情報の中から必要な情報の探し方を伝えます。

市立図書館が同世代のコミュニケーションの場となり、図書館から離れていた子どもにも身近な存在となるように努めます。

エ. 障害のある子ども

録音図書や点字図書の貸出し、対面朗読サービス、布の絵本の収集を引き続き行い、積極的な広報活動に努めます。布の絵本を作製するボランティアも育成していきます。

マルチメディアデイジーや電子書籍等の活用も検討し、障害のある子どもに読書の楽しさを伝えます。

オ. 外国語を母語とする子ども

外国語で書かれた資料の収集を継続します。

*16 フロアワーク

図書館職員がカウンター以外でも行う利用案内や読書案内等のサービス。利用者の潜在的要求に應えるもの

4 子どもの読書活動を支える人たち

(1) 文庫

家庭や地域の施設で、本の貸出しやおはなし会等の活動を継続して行い、地域の子どもたちに本の楽しさを伝えていきます。

(2) 読み聞かせ・おはなしのグループ

図書館や学校、その他の施設で、絵本の読み聞かせやストーリーテリングを継続して行います。

(3) 学習グループ

絵本の読み聞かせやストーリーテリングの研修を行い、図書館や学校等でのボランティアとして活動ができるようにしていきます。

子どもの本についての研究を行い、子どもの本への理解を深めていきます。
継続的な活動のための人材育成が課題となっているボランティアグループは、市立図書館の研修等の機会を活用して人材育成を図ります。

5 計画の進行管理

計画を推進するために、計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、見直し・調整を行います。



第4章 取組項目と目標年度

検討：未着手の施策
 実施：検討の結果、着手した施策
 充実：実施中の施策の向上を図る施策
 継続：実施中の施策の水準を維持する施策

1 家庭・地域

(1) 家庭

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・乳幼児期の子どもがいる家庭への働きかけ	充実					関係各課
・市立図書館等の利用						
・家庭での読み聞かせ						

(2) 保育所・幼稚園・認定子ども園等の子育て関連施設

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①読み聞かせ等の継続・充実	継続・充実					保育課 中央図書館
②読書環境の整備						
・絵本や紙芝居等の蔵書の充実	充実					
・図書コーナーの新設等	継続					
③関係機関との協力・連携						
・市立図書館の団体貸出の利用	継続					
・図書館見学会参加や図書館訪問						
・ボランティアによるおはなし会の実施						
④保護者との連携・働きかけ						
・絵本等の情報の保護者への提供	継続					
・本の貸出し						
・行事等での読み聞かせ						

(3) 児童館

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①読書環境の整備	充実					青少年課 中央図書館
②読書事業	継続					
③関係機関との連携	継続					

(4) 学童保育所

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①読書環境の整備	充実					青少年課 中央図書館
②読書事業	継続					
③関係機関との連携	検討		実施		継続	

第 4 章

（５）保健センター

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①活動の継続	継続・充実					健康課 中央図書館
②関係機関との連携	検討 実施 継続					

（６）子ども家庭支援センター

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①活動の継続・充実	継続・充実					子育て支援課 中央図書館
②関係機関との連携	継続					

（７）公民館

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①読書環境の整備	継続					中央公民館 中央図書館
・図書室資料の充実						
・読み聞かせ等の実施						
②関係機関との連携	継続					

（８）その他の施設

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①郷土博物館	継続					郷土博物館 中央図書館
・妊娠中の方への事業						
・市立図書館の団体貸出の利用						
②やまとあけぼの学園等	継続					保育課等
・絵本の読み聞かせ等						

2 学校

（１）小中学校

施 策 項 目		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①読書習慣の定着		継続					教育指導課 教育総務課 中央図書館
②読書指導の充実		充実					
③調べ学習							
・学校図書館等の資料を活用した調べ学習の促進		充実					
・オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた資料収集		実施	継続				
④学校図書館							
a. 学校図書館へ来てもらうために							
・蔵書の充実（調べ学習用 新刊書）		充実					
・ディスプレイの工夫・図書展示							
b. 利用しやすい学校図書館							
・施設の整備		充実					

第 4 章

施 策 項 目		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
⑤他機関等との連携							教育指導課 教育総務課 中央図書館
・市立図書館（団体貸出・出前おはなし会・市立図書館見学会・中学校の職場体験・ガイダンス等）		継続・充実					
・小学校図書部会・学校図書館活用推進委員会での交流							
・学校図書館のサポート体制づくり							
⑥読書活動を支える人材							
a. 司書教諭・学校図書館指導員							
・司書教諭と学校図書館指導員の連携		継続					
・学校図書館指導員の勤務時間の見直し		検討				実施	
b. ボランティア							
・保護者や地域のボランティアの活用		充実					

（２）高等学校

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・市立図書館との連携	検討					中央図書館

3 市立図書館

（１）読書環境の整備

施 策 項 目		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
①子ども読書活動の支援		継続					中央図書館
②図書資料の充実							
・ 資料の収集		充実					
・ 収集対象外の資料収集の検討		検討		実施		継続	
③職員							
・ 専門知識・経験の習得		充実					
④P R（広報活動）							
・ 利用案内等の配布・図書展示		継続					
・ ホームページ内の子ども向けページの充実		継続					
⑤おはなし会							
・ おはなし会の実施		継続・充実					
・ 職員及びボランティアの育成		継続					
⑥図書館見学会							
・ 中央図書館見学会		継続					
・ 地区館での図書館見学会		継続					
⑦ブックリスト							
・ ブックリストの作成・配布		継続					

第 4 章

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
⑧子どもの居場所づくり	検討	実施	充実			中央図書館
⑨読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進	実施	継続				
⑩関係機関との連携	検討	実施	充実			

(2) 乳幼児

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・乳幼児向け絵本の充実	充実					中央図書館
・ブックスタート以降の事業	検討		実施	充実		関係各課

(3) 小学生

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・蔵書の充実	充実					中央図書館
・行事の企画・実施						
・学校図書館活動の支援						

(4) ヤングアダルト（中高生）

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・ 気軽に来館できる環境づくり	充実					中央図書館
・ 職場体験学習の受け入れ	継続					
・ 同世代のコミュニケーションの場づくり	検討		実施		継続	

(5) 障害のある子ども

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・録音図書や点字図書等の収集	充実					中央図書館
・布の絵本作製ボランティアの育成						

(6) 外国語を母語とする子ども

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・外国語で書かれた資料の収集	充実					中央図書館

4 子どもの読書活動を支える人たち

(1) 文庫

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・活動の継続	継続					中央図書館

(2) 読み聞かせ・おはなしのグループ

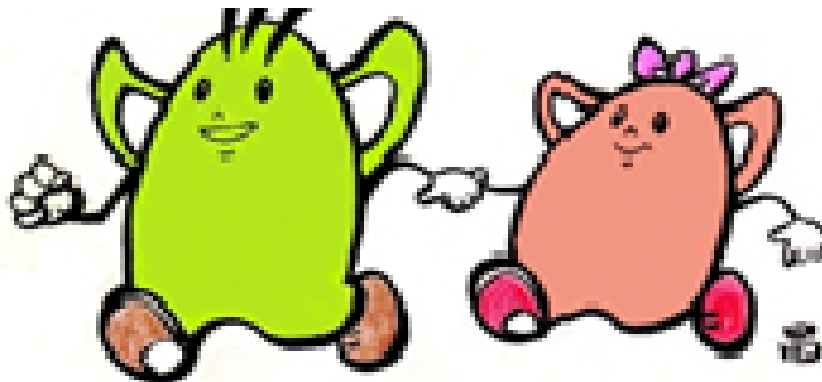
施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・活動の継続	継続					関係各課

(3) 学習グループ

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・ 活動の継続	継続					関係各課
・ 人材育成						

5 計画の進行管理

施 策 項 目	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	所管課
・ 計画の進行管理	継続					中央図書館



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成29年4月1日制定

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づき、第二次東大和市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は社会教育部長とし、副委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて策定に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、第2条第2号の計画の策定の日をもって、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

役 職	所 属
委員長	社会教育部長
委 員	子育て支援部子育て支援課長
委 員	子育て支援部副参事（狭山保育園長）
委 員	子育て支援部青少年課長
委 員	福祉部健康課長
委 員	学校教育部教育総務課長
委 員	学校教育部副参事（統括指導主事）
委 員	社会教育部社会教育課長
委 員	社会教育部中央公民館長

第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	小俣 学	社会教育部長
副委員長	鈴木 礼子	子育て支援部子育て支援課長
委 員	梶川 義夫	子育て支援部副参事（狭山保育園長）
委 員	新海 隆弘	子育て支援部青少年課長
委 員	志村 明子	福祉部健康課長
委 員	石川 博隆	学校教育部教育総務課長
委 員	吉岡 琢真	学校教育部副参事（統括指導主事）
委 員	佐伯 芳幸	社会教育部社会教育課長
委 員	尾又 恵子	社会教育部中央公民館長
事務局	當摩 弘	社会教育部中央図書館長

◎事務局 社会教育部中央図書館

東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議設置要綱

平成26年3月31日制定

（設置）

第1条 東大和市子ども読書活動推進計画に基づく施策（以下「施策」という。）を円滑に推進するため、東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）施策の推進状況の点検及び評価に関すること
- （2）施策の見直しに関すること
- （3）その他必要な事項

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会議に会長及び副会長を置き、会長は社会教育部長とし、副会長は委員の互選とする。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日教育長決裁）
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

役 職	所 属
会 長	社会教育部長
委 員	子育て支援部子育て支援課長
委 員	子育て支援部副参事（狭山保育園長）
委 員	子育て支援部青少年課長
委 員	福祉部健康課長
委 員	学校教育部教育総務課長
委 員	学校教育部副参事（統括指導主事）
委 員	社会教育部社会教育課長
委 員	社会教育部中央公民館長

「子どもの読書に関するアンケート」（3歳児健康診査時）結果

実施日 平成29年3月10日・24日

実施場所 東大和市立保健センター

対象者 3歳児健康診査受診者の保護者

回答数 86

回答者の年齢・職業・住所

[年齢] 10代(0) 20代(11) 30代(55) 40代(19) 50代以上(0)

[職業] フルタイム(27) パート・アルバイト(20) 専業主婦(夫)(37) その他(0)

[住所] 多摩湖(0) 芋窪(4) 蔵敷(8) 奈良橋(5) 湖畔(5) 高木(2)

狭山(5) 清水(10) 上北台(4) 桜が丘(19) 立野(4) 中央(3)

南街(5) 仲原(4) 向原(2) 清原(1) 新堀(1)

Q1. 家庭で本の読み聞かせをしていますか？

・ はい(73)

読み聞かせする回数は週にどのくらいですか？

週1回(20) 週2～3回(27) 週4～5回(14) 毎日(12)

1回に何冊くらい読みますか？

1～2冊(55) 3～4冊(13) 5冊以上(2)

・ いいえ(13)

絵本の読み聞かせをしない理由は何ですか？(複数回答)

忙しい(8) 子どもが本に興味を示さない(8) 家庭以外の場所で聞いている(6)

子どもが自分で読む(2) どんな本がよいかわからない(1)

その他(2 子どもが読んでほしいと言った時のみ・本が家にない)

Q2. お子さんは、家庭以外で本の読み聞かせを体験する場がありますか？

・ はい(70)

どのような場所ですか？(複数回答)

保育園または幼稚園(65) 子育てサークル(4) かるがも・出張かるがも(3)

図書館のおはなし会(2) 児童館(2) 公民館(1)

その他(1 祖母や友達の家)

回数は週にどのくらいですか？

週1回未満(5) 週1回(8) 週2回以上(31) わからない(18)

・ いいえ(11)

Q3. 子どもの本は家庭にどのくらいありますか？(借りた本を含めて)

0～9冊(14) 10～49冊(56) 50冊以上(15)

Q4. 本はどのように手に入れていますか？(複数回答)

購入(80) 図書館(26) 友人から借りる(0) その他(15 プレゼント・おさがり等)

Q5. 図書館を利用したことがありますか？(東大和の図書館以外でも)

ほぼ毎日利用(1) ほぼ毎週利用(5) 月に1回くらい利用(21) 年に数回利用(25)

利用したことがない(34)

ブックスタート事業実施状況

年 度	実施 回数	絵本配布者数 (健康診査時／後日)	配布絵本タイトル（２冊セット） ※24年度までは前年度との重複を避けるため 年度途中で絵本を変更した
14 年度	18 回	754 人 (720／34)	「じゃあじゃあびりびり」「おつきさまこんばんは」
15 年度	18 回	773 人 (727／46)	「じゃあじゃあびりびり」「いただきますあす」 「おつきさまこんばんは」「もうおきるかな？」
16 年度	18 回	812 人 (764／48)	「がたんごとんがたんごとん」「くだもの」 「いないいないばあ」「きんぎょがにげた」
17 年度	18 回	722 人 (683／39)	「でてこいでてこい」「しろくまちゃんのほっとけーき」 「ごぶごぶごぼごぼ」「ぞうくんのさんぽ」
18 年度	18 回	726 人 (683／43)	「ぶーぶーじどうしゃ」「くまさんくまさんなにみてるの？」 「どうぶつのおかあさん」「はらぺこあおむし」
19 年度	18 回	740 人 (712／28)	「おつきさまこんばんは」「くだもの」 「いないいないばあ」「くだもの」
20 年度	18 回	833 人 (805／28)	「いないいないばあ」「どうぶつのおかあさん」 「がたんごとんがたんごとん」「どうぶつのおかあさん」
21 年度	18 回	735 人 (711／24)	「がたんごとんがたんごとん」「どうぶつのおかあさん」 「おつきさまこんばんは」「ぴょーん」
22 年度	17 回	785 人 (750／35)	「おつきさまこんばんは」「ぴょーん」 「ぴょーん」「がたんごとんがたんごとん」
23 年度	18 回	695 人 (672／23)	「ととけっこうよがあけた」「とってください」 「ここよここよ」「くだもの」
24 年度	18 回	765 人 (740／25)	「ここよここよ」「くだもの」 「おつきさまこんばんは」「しろくまちゃんのほっとけーき」
25 年度	18 回	688 人 (669／19)	「おつきさまこんばんは」「しろくまちゃんのほっとけーき」
26 年度	18 回	734 人 (716／18)	「いないいないばあ」「おやすみ」
27 年度	18 回	753 人 (721／32)	「じゃあじゃあびりびり」「ととけっこうよがあけた」
28 年度	18 回	725 人 (697／28)	「がたんごとんがたんごとん」「どうぶつのおやこ」
29 年度	18 回 ※予定	—	「だるまさんが」「もうおきるかな」

「児童・生徒の読書活動」に関する調査

東京都教育委員会では、隔年（平成 21、23、25、27 年度）で公立学校や図書館における読書活動推進状況、公立学校の児童・生徒の読書状況調査を行い、推進状況を公表しています。

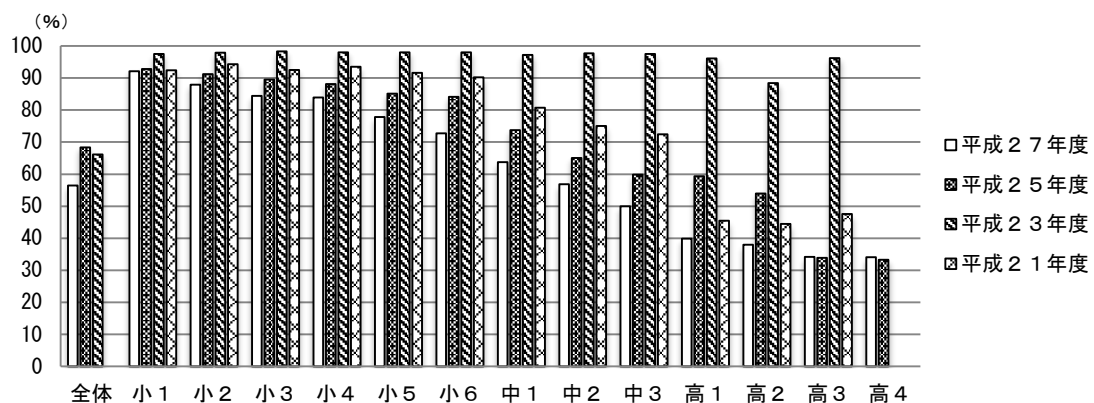
この 4 回の調査から、子どもの読書活動等の現状を把握し、今後の施策に活用します。

※平成 21 年度は全体の数字を出していない。

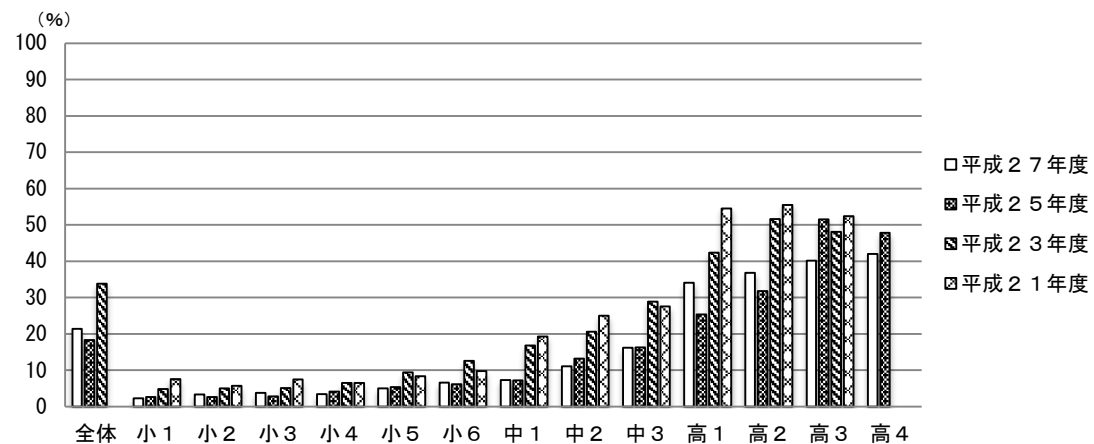
※平成 25 年度からは高校 4 年生も対象としている。

※クロス集計は平成 25 年度からの調査。

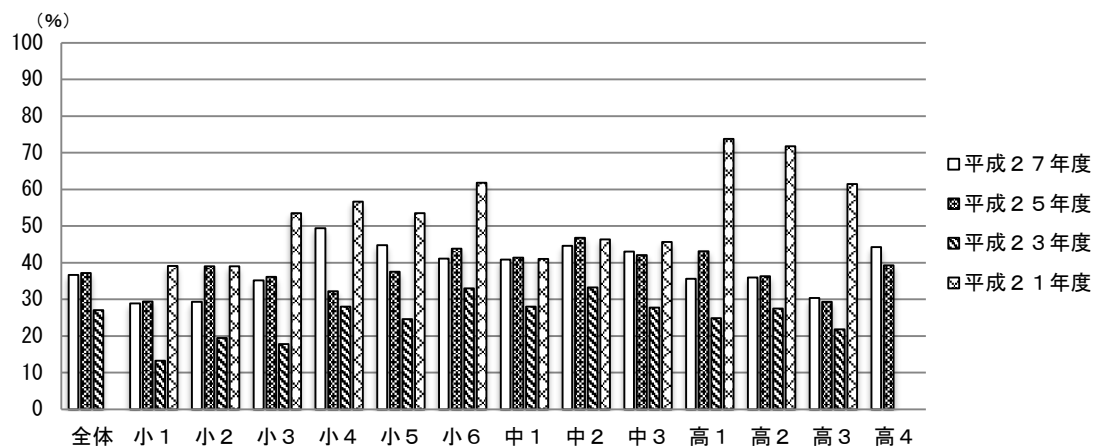
この 1 か月間に本を読みましたか→**読んだ**→読み終わった本が
1 冊以上ある



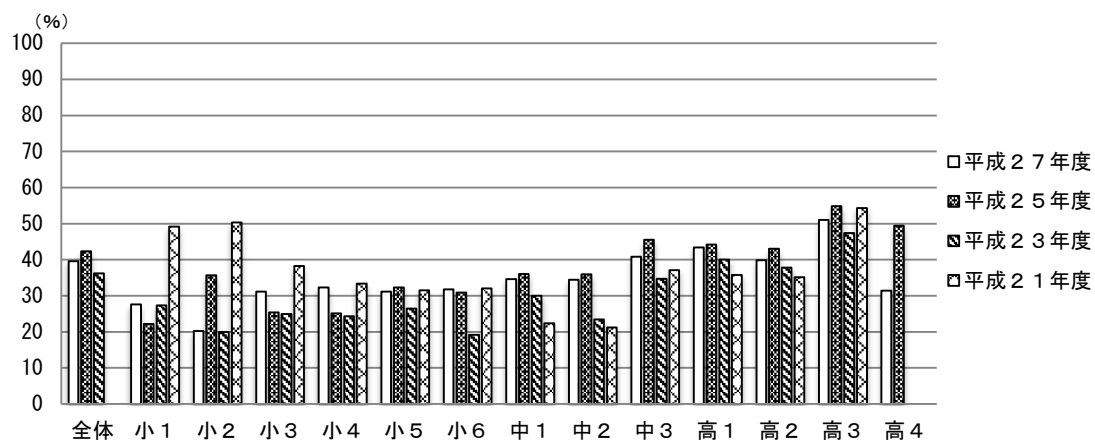
この 1 か月間に本を読みましたか→**全く読んでいない**



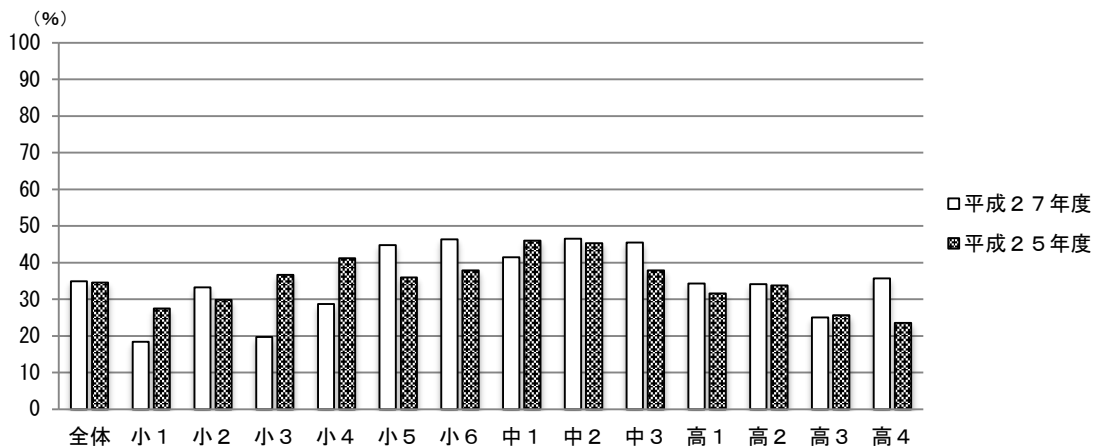
本を読まなかった理由はなんですか→読みたい本がなかったから



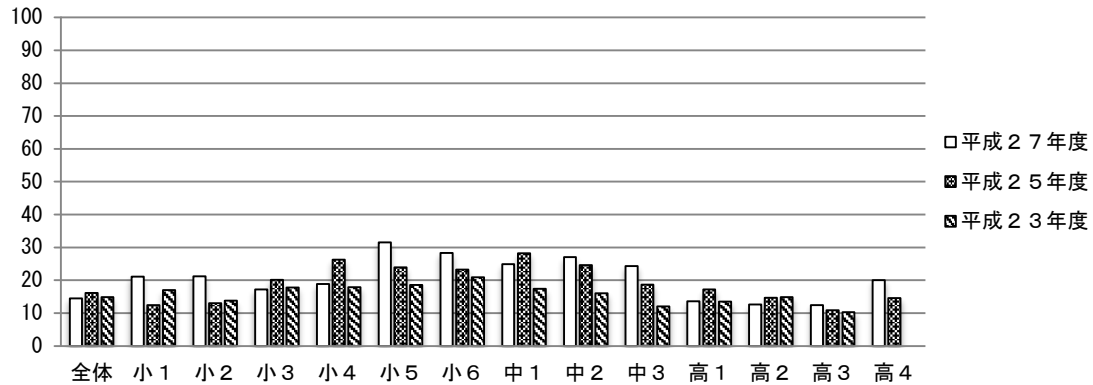
本を読まなかった理由はなんですか→本を読む時間がなかったから



本を読まなかった理由はなんですか→本を読むことに興味がないから

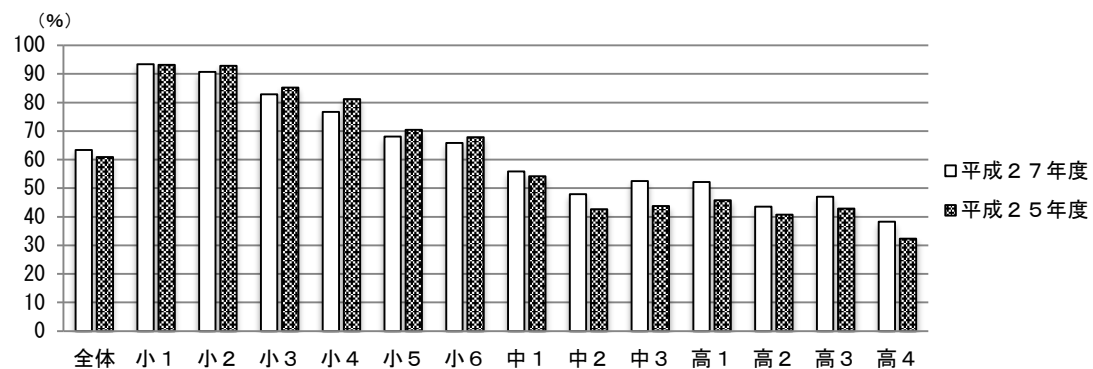


本を読まなかった理由はなんですか→文章を読むこと、字を見ることが
がきらいだから、めんどうだから



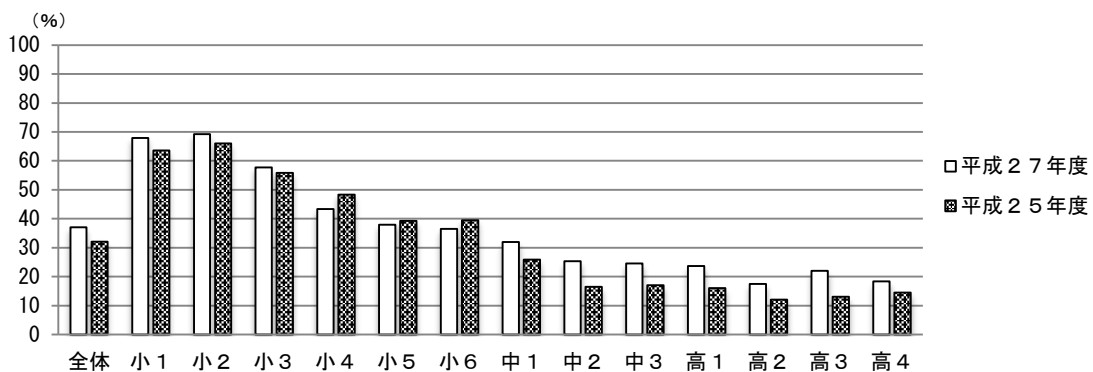
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→読み終わった本が1冊以上ある×
身近な人に本を読んでもらったことがある



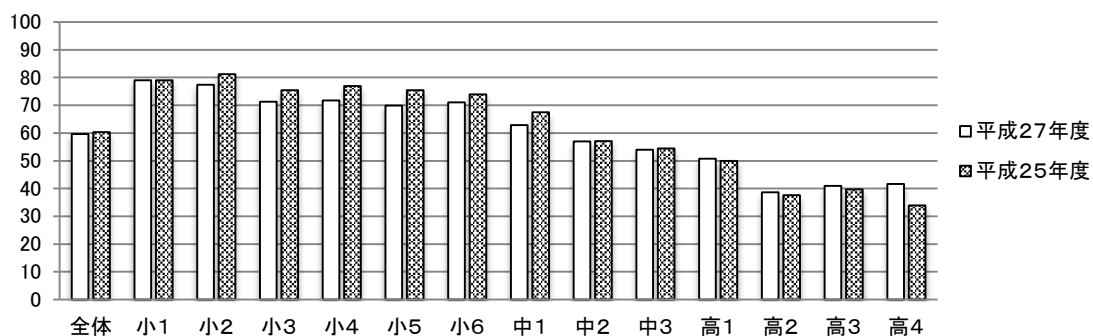
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→読み終わった本が1冊以上ある×
身近な人に本を読んであげることがある



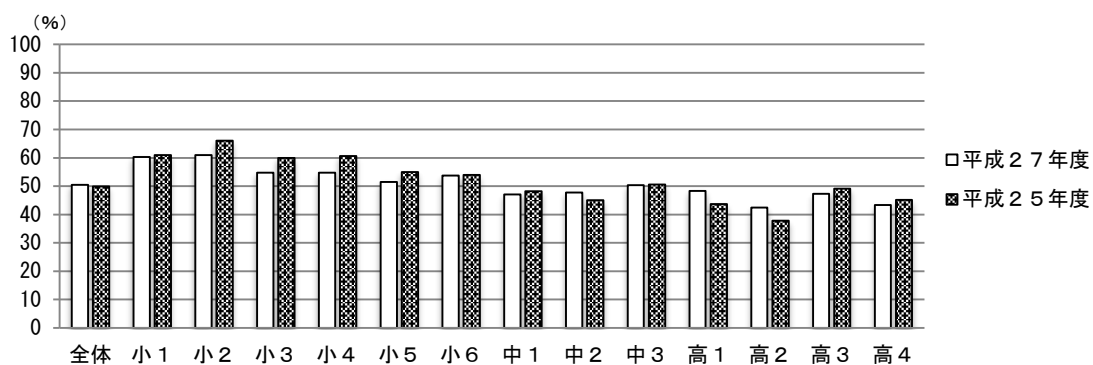
【クロス集計】

この1か月に本を読みましたか→読み終わった本が1冊以上ある×
身近な人と図書館や書店に行くことがある



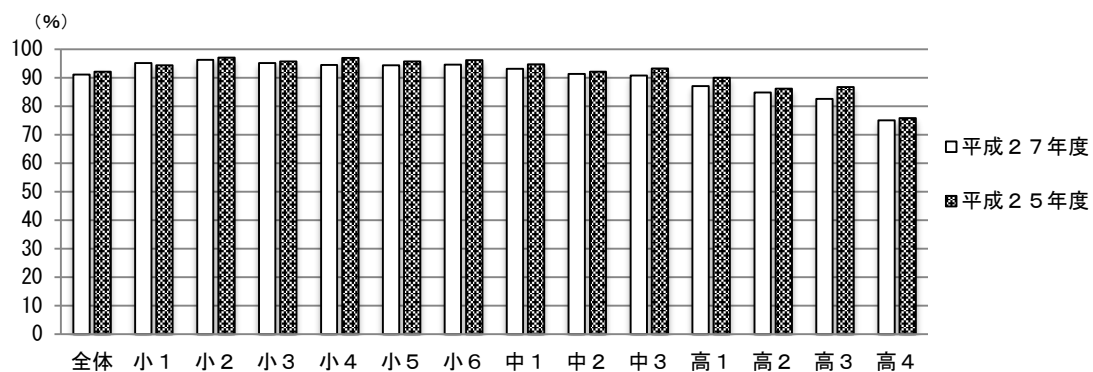
【クロス集計】

この1か月に本を読みましたか→読み終わった本が1冊以上ある×
身近な人と本の話をすることがある



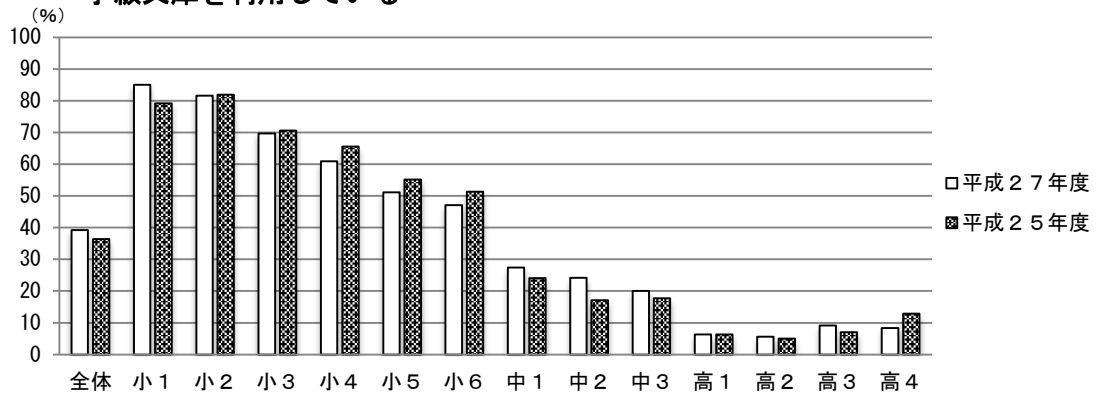
【クロス集計】

この1か月に本を読みましたか→読み終わった本が1冊以上ある×
家の中に本がある



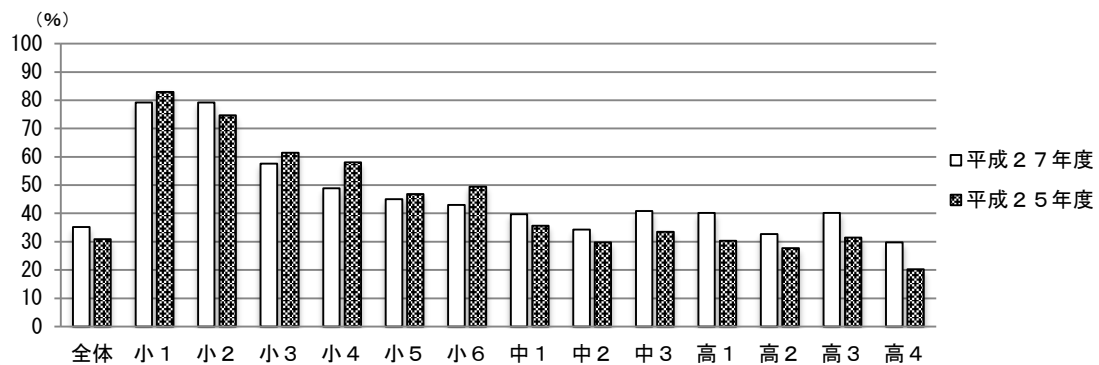
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→読み終わった本が1冊以上ある×
学級文庫を利用している



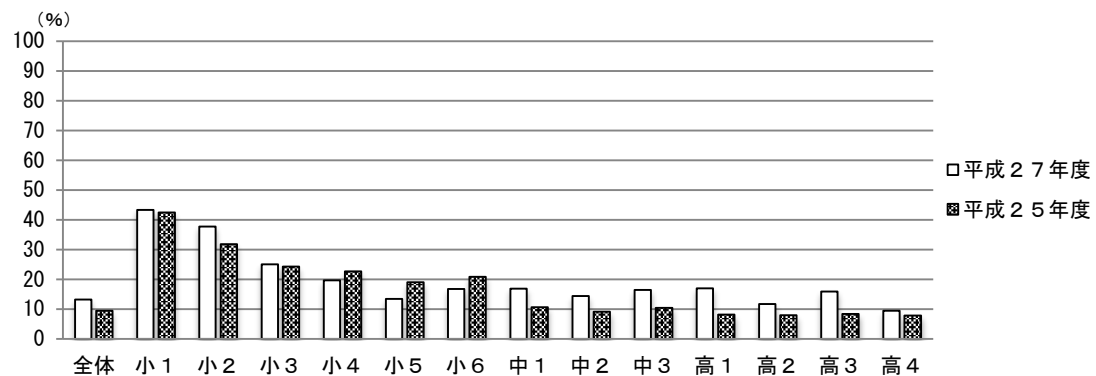
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→全く読んでいない×身近な人に本
を読んでもらったことがある



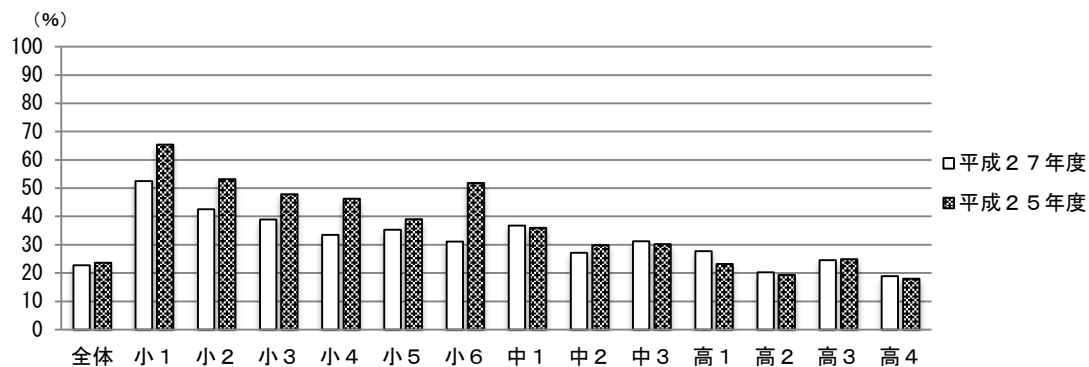
【クロス集計】

この1か月に本を読みましたか→全く読んでいない×身近な人に本を
読んであげることがある。



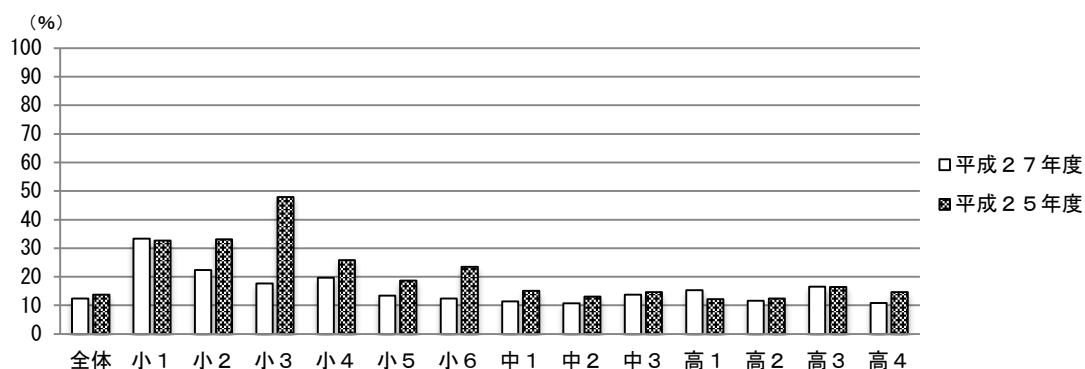
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→全く読んでいない×身近な人と図書館や書店に行くことがある



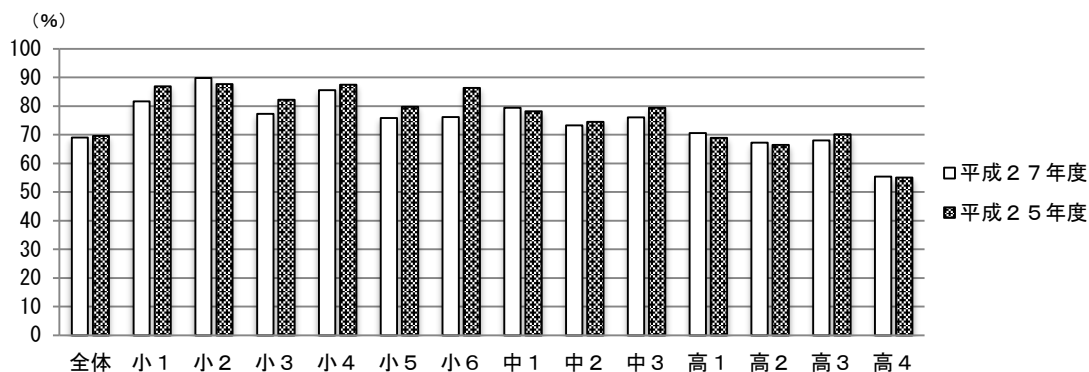
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→全く読んでいない×身近な人と本の話をすることがある



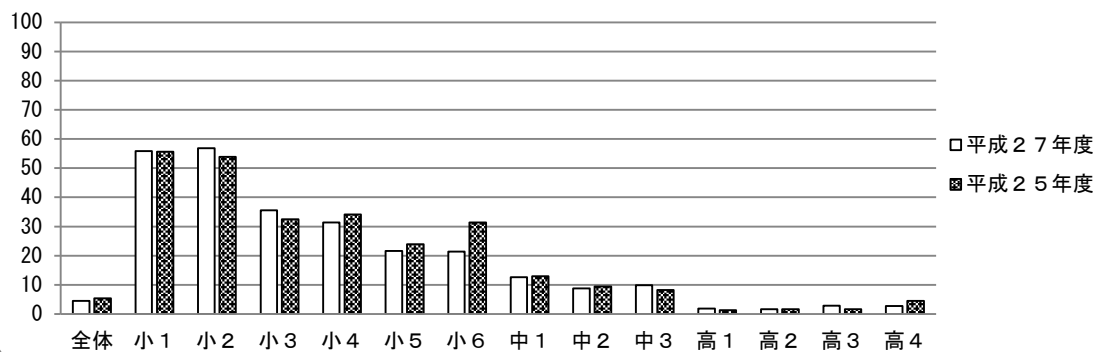
【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→全く読んでいない×家の中に本がある

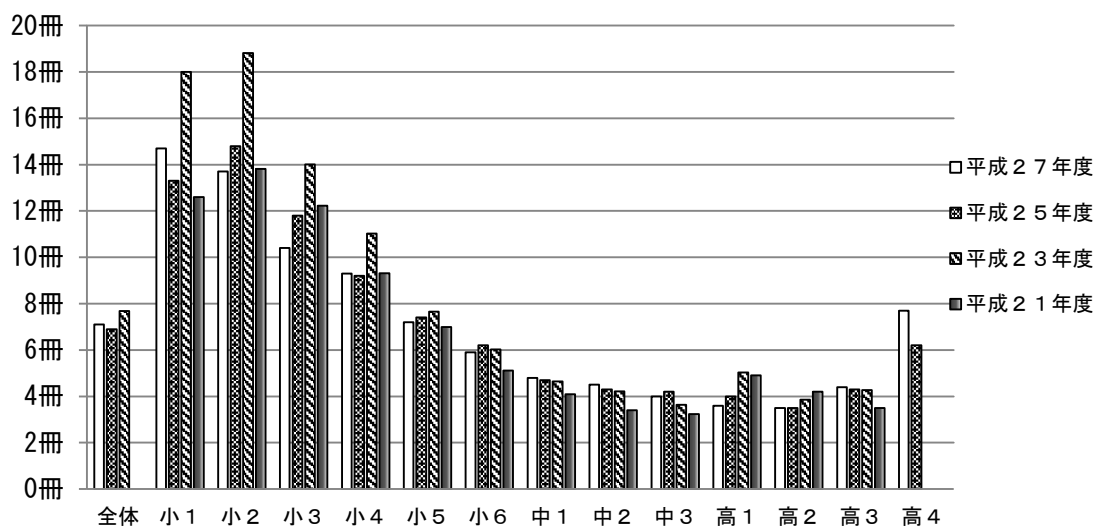


【クロス集計】

この1か月間に本を読みましたか→まったく読んでいない×学級文庫
を使用している



この1か月間に本を読みましたか→読んだ→何冊読みましたか



第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定経過

実施時期	会議等の名称・主な内容
平成 29 年 1 月～3 月	子どもの読書に関する実態把握アンケート調査
平成 29 年 4 月 1 日	第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置
平成 29 年 5 月 11 日	第 1 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 計画策定の経過について、策定スケジュール
平成 29 年 7 月 21 日	第 2 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 骨子案について
平成 29 年 9 月 26 日	第 3 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 第 1、2、3 章の文案検討
平成 29 年 11 月 15 日 ～12 月 14 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 1 月 18 日	第 4 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 パブリックコメントの結果について、計画（案）について
平成 30 年 2 月 14 日	第 5 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 計画（案）について
平成 30 年 2 月 15 日	東大和市立図書館協議会 計画（案）について
平成 30 年 3 月 23 日	東大和市教育委員会 計画（案）付議



第二次東大和市子ども読書活動推進計画
【平成30年度～平成34年度】

発行 平成30年3月
東大和市教育委員会

編集 東大和市立中央図書館
〒207-0015
東京都東大和市中心3丁目930番地
電話 042(564)2454
FAX 042(564)2425